

○高山市家庭用生ごみ堆肥化促進に関する補助金交付要綱

平成3年10月1日

決裁

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策として、家庭の台所から出る生ごみの家庭内処理を推進するため、家庭用生ごみ堆肥化等装置の購入に対し補助金を交付することに関して高山市補助金交付規則(昭和34年高山市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市税の滞納のない世帯の者

(補助対象)

第3条 補助対象となる家庭用生ごみ堆肥化等装置(以下「装置」という。)は、市内に本店を有し、市内で事業を営む者から個人が購入し、設置するものであって、次の各号のいずれかの要件を備えているものとする。

- (1) 底部がなく、水分が地中に浸透し、かつ、悪臭、害虫等を発生させない構造及び材質のもの
- (2) 電力を使い、微生物や培養機材等による分解方式か温風乾燥方式で、生ごみの堆肥化及び減量化を目的に製造された機器
- (3) その他家庭から排出される生ごみの減量に実績として相当の効果があると認められる装置

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、装置の購入金額の1/2の額(その額に100円未満の端数がある場合は、その端数金額は切り捨てる。)とする。ただし、補助限度額は、一世帯につき27,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をする者は、家庭用生ごみ堆肥化装置補助金交付申請書(別記様式第1号)及び家庭用生ごみ堆肥化装置設置位置図(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(完成届)

第6条 決定の通知を受けた者は、速やかに装置の設置を完了し、完了後1月以内に家庭用生ごみ堆肥化装置完成届(別記様式第3号)に設置写真を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、装置の設置完了を確認した後に交付する。

(交付の条件)

第8条 この要綱の補助金の交付を受けた者は、補助の対象となった装置の設置後5年を経過するこ

ととなるまでは、補助の対象となった装置を、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則 (平成3年10月1日決裁)

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月9日決裁)

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、同日前に購入し、又は設置した当該施設に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則 (平成9年3月18日決裁)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。
- 2 改正後の高山市家庭用生ごみ堆肥化促進に関する補助金交付要綱の規定は、施行日以後に購入し、又は設置した装置に係る補助金から適用し、同日前に購入し、又は設置した装置に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則 (平成12年3月27日決裁)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。
- 2 改正後の高山市家庭用生ごみ堆肥化促進に関する補助金交付要綱の規定は、施行日以後に購入し、又は設置した装置に係る補助金から適用し、同日前に購入し、又は設置した装置に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則 (平成15年12月18日決裁)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。
- 2 改正後の高山市家庭用生ごみ堆肥化促進に関する補助金交付要綱の規定は、施行日以後に購入し、又は設置した装置に係る補助金から適用し、同日前に購入し、又は設置した装置に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則 (平成21年4月1日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の高山市家庭用生ごみ堆肥化促進に関する補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に購入し、又は設置した装置に係る補助金について適用し、同日前に購入し、又は設置した装置に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年9月30日決裁)

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成23年8月15日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際、従前の規定による帳票でその用紙の残存するものについては、その残存分限り、修正して使用することができる。

附 則（平成29年3月23日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の高山市家庭用生ごみ堆肥化促進に関する補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に購入し、又は設置した装置に係る補助金から適用し、同日前に購入し、又は設置した装置に係る補助金については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第5条関係)

家庭用生ごみ堆肥化装置補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)高山市長

住 所 高山市

氏 名 印

生年月日 年 月 日

電 話

家庭用生ごみ堆肥化装置を設置したいので高山市補助金交付規則の規定に基づき申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、補助金交付申請のため、私の世帯の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 補助事業名 家庭用生ごみ堆肥化促進に関する補助事業
- 2 補助事業の目的及び内容 家庭の台所から出る生ごみの家庭内処理を推進し、ごみの減量化をはかるための装置を設置する。
- 3 補助金交付申請額 円
(算出の基礎 装置購入費×1/2 100円未満切り捨て 限度額27,000円)

4 補助金の振込先

金融機関名	店名	預金種目
銀行・金庫 農協・組合	店	普通・当座 預金
口座番号	(フリガナ) 口座名義	

- 5 補助事業の効果 家庭の台所から出る生ごみの家庭内処理を促進し、ごみの減量化をはかるとともに、装置より生じた堆肥を利用する。
- 6 装置の設置予定日 年 月 日
- 7 家庭用生ごみ堆肥化装置設置位置図 別記様式第2号

別記様式第2号(第5条関係)

家庭用生ごみ堆肥化装置設置位置図

申請者 (氏名)		装置の設置 予定期日	年 月 日
設置場所	高山市		
堆肥使用場所			
補助 対象 装置	容量	リットル	
	価格	円	
	品名		
	販売店	所在地	
店舗名			
位置図(付近の見取り図)			

家庭用生ごみ堆肥化装置完成届

年 月 日

(あて先) 高山市長

住所 高山市

氏名

印

電話

家庭用生ごみ堆肥化装置を設置したので高山市家庭用生ごみ堆肥化促進に関する補助金交付要綱に基づき届けます。

記

- 1 装置の設置期日 年 月 日
- 2 装置の設置場所
- 3 装置の領収書

領収書貼付欄

- 4 装置の設置写真

裏面添付